

令和6年生駒市農業委員会8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年8月9日(金)午後14時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 吉岡 浩 補佐 坂本 親穂

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
6. 工事完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 公務災害補償制度
- 熱中症予防(チラシ)
- ジャンボタニシによる水稻の被害を防ぐために(チラシ)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と9番 有山委員、1番 山角委員に
 お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
 合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、北地区市民農園の東側にある3筆

No.4～6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、奈良交通鐘付田バス停の北東約250mにある3筆

No.7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-2)で、高山溜池の南東約500mにある1筆の合計7筆

申請理由について

本申請について、No.1～3の譲渡人またNo.4～7の譲受人は、父親からの農地の相続にあ
 たり、税務署の相続税納税猶予制度を受けて農地を耕作していた。今回の申請はその納税
 猶予地の付け替えが発生し、納税猶予地は本人の単独名義でなければならない為に、今
 回所有権を交換する事となった。

なお、この農地の交換行為については、奈良税務署から「代替農地等の取得等に関する
 承認申請に対する承認書」が本人に届いており、これを元に申請が出てきたものである。

No.1～3の農地については本人の単独所有から妻・息子2人へそれぞれ持分3分の1ずつ
 交換し、またNo.4～5は妻・息子2人のそれぞれ持分4分の1ずつの計4分の3を、本人が持
 つ持分4分の1と合わせ単独所有とし、No.6は息子2人のそれぞれ持分3分の1ずつの計3分
 の2を、本人が持つ持分3分の1と合わせ単独所有とし、No.7は息子の単独持分を本人へ交
 換する事によって本人所有とすることとなった。

なお、No.4の農地については、以前から農地法3条の賃貸借契約がなされていたが、今回
 の交換にあたり、この後の報告案件で報告するが農地法18条第6項の通知をいただき、受
 理している。

要件について

農地については妻や息子も含めご家族で耕作されており、また耕作に必要な農機具等についても所有されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 納税猶予地ということで事務局から説明のあった通り、No.1～3は納税猶予地だったが、外すと同時に息子さん達の名義に変えるということで、所有者の中でわかりやすく整理をしているのだと思う。息子さん達もお父さんの農機具を使い休みの時など農地を耕しているということで、特に問題等はないと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、県道枚方大和郡山線沿い、高山溜池の北側の西隣にある農地

申請理由について

この農地については、使用貸人が特定農地貸付け制度を利用して市に貸していたが、今般、そこを借りていた使用借人が利用権を設定することになり、先月特定農地の貸付を廃止したものである。

一方の使用借人は、特定農地貸付け制度を利用して当該農地を借受け、家庭菜園から始められ、天理市の農園で研修を受けるとともに、夫婦で市主催のファーマーズスクールに応募・卒業された。

また、令和5年1月から平群町の農園でアルバイトをされており、農業経験年数は約2年半となる。本農地では、スイートコーン、アレッタ、ソラマメの苗を栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお当日新規就農者面談を行っており、西松ヶ丘にお住まいで、自宅から30分弱であり、

災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離と思われる。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明通りで、奥さんの方が主体となって今回新規就農されるという事で農業の研修等を受けられた。ご主人も同じように研修をうけ夫婦2人で農業をやっていくということで、農機具等も用意しておられ、今後育苗用のハウスも建てる計画である。農機具を保管するための小さな小屋も建てている。先日5日に面談をさせていただいたが、前向きな姿勢で今後やっていくと感じられたため、特に問題等はないかと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第6号 「工事完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1からNo.20までは全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1からNo.7については地図番号(3)で、近鉄生駒線菜畑駅の南約450mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地であり、宅地開発を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.8からNo.20については地図番号(4)で、生駒高校と第二阪奈道路小瀬ICの間に位置する壱分町地内の農地であり、宅地開発を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.21及びNo.22については地図番号(5)で、近鉄生駒線菜畑駅の東約50mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地であり、分譲住宅を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については数十年前から山林化したものであり、今般申請されたものである。

報告第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

生産緑地の指定を受けた農地において、生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能となる故障が生じた場合、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことができることになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。この一連の手続きは、生駒市都市づくり推進課が窓口として行うが、主たる従事者が農業を従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者を確認する必要があるが、生駒市都市づくり推進課では確認できないため、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1については、主たる従事者の死亡を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第6号「農地転用工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、許可後、転用工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 生駒市長より「生産緑地の取得の斡旋について」の依頼文が届いている。本年7月25日付けと8月5日付けで、生産緑地法第10条の規定により買取申出があった。なお記載のとおり、該当者があった場合は、3カ月以内に所有権移転が必要となるため、3条許可申請を今月8月中旬に申請していただく形となる。流れとしては、3条許可申請書を8月中旬に不備なく提出していただき、9月定例会に審議・承認許可、9月16日または23日までに所有権移転登記となる。2ページと6ページ目には、地番・面積・買取希望価格。3、4ページと7、8ページ以降には、位置図が添付されている。

○主幹 中・南地区へ目標地図作成のためのアンケートを発送した件について説明

7月23日に市内、市外合わせて1090件送付

本日まで郵送での回答171件、インターネットでの回答24件、合計195件
約17.9%の回答率

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主幹 7月27日(土)に開催された農のマッチングフェアについて報告

就農相談者 5組 男性5名

フェア参加者を対象に8月25日に農園見学会開催の予定

○主幹 9月9日(月)の朝8時から、草刈りとさつまいものつる返しを中・南地区委員と会長・副会長に
お願いしたい。

○主幹 公務災害補償制度について説明

○局長 ジャンボタニシによる水稻の被害を防ぐために(チラシ)について説明

○局長 熱中症予防(チラシ)について説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 25期がこれで1年になるが、事務局の方で懸念されることがあれば報告してほしい。県に預けた案件などがどうなっているかなども報告していただけたらと思う。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和6年9月9日(月)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和6年9月4日(水)

9月3日(火)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後15時10分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 9番

農業委員 1番
